

要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长	平成28年8月1日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区若宮通五条下ル毘沙門町33番地1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ハートフレンド 代表取締役 片岡孝一
	電話 075-468-9171

主たる業種	各種食料品小売業	細分類番号	5   8   1   1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成25年度を基準(基準年度実績に同年新規出店店舗を平均化した値及び出店計画店舗実績を加えた値)として3%以上のCO <sub>2</sub> 削減を目指す						
計画を推進するための体制	取締役相談役を本部長とするE COハートプロジェクト、省エネルギー推進委員会による実施計画策定及び代表取締役を本部長とする経営戦略会議による進捗管理						
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	14,920.3 トン	17,383.5 トン	10,567.7 トン	トン	-6.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	14,920.3 トン	17,383.5 トン	10,567.7 トン	トン	-6.3 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価	既存店改装時に照明及び冷蔵設備の高効率設備を導入している為(月2店舗ベース)、削減することができた					
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率
	事業者一括	事業活動に伴う排出の量 売上:百億円×延床:千㎡	105.50	21.51	22.74		-79.03 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	実績に対する自己評価	昨年に引き続き、既存店の改修時におけるLED照明化と新規出店の高効率機器の導入により昨年ほどではないが効果が得られた					
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考		
	80.0 パーセント	80.0 パーセント	80.0 パーセント	80.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(26) 年度	新規出店及び改装店舗の高効率設備導入。既存店設備改修。					
	(27) 年度	新規出店店舗の高効率設備導入。既存店設備改修での高効率設備導入。既存店の従業員による日常のメンテナンスの実施					
	(28) 年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	自動車通勤に対しては必要最低限に抑える為、事前に申請を行い、業務上必要と認められた場合のみ許可している					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	公共交通機関利用を促進し、CO <sub>2</sub> 削減に繋がっている					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	オリジナルエコバッグの販売・リサイクル資源の店頭回収・夏季期間の節電営業(デマンド監視装置設置による)						
特記事項	平成26年度59事業所から平成27年度63事業所に4店増加しております						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。